

長寿（後期高齢者）医療保険料 ならびに 国民健康保険税のお支払いについて
— 来年度から、特別徴収該当の方は「年金からのお支払い」と
「口座振替」の選択制となります —

長寿医療保険料・国民健康保険税につきまして、年金からお支払いの特別徴収ではなく、口座振替でのお支払いを希望される方は、税務課または各支所総合窓口課で手続きができます。

1月28日までに手続きいただくと、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、長寿医療制度保険料は7月から、国民健康保険税は6月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。お支払いいただく保険料（税）の総額は変わりません。

※これまでは、2年間、国民健康保険税の納め忘れがなかった方が口座振替でお支払いされる場合に限って変更することができましたがこの限定がなくなりました。また長寿医療保険料は、世帯主・配偶者が、ご本人（年金収入が180万円未満の方）に代わって口座振替で支払う場合に限られていましたがこの限定もなくなりました。

※ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

※上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金から中止させていただくこととなります。

※平成20年7月以降にすでに特別徴収から口座振替への変更届けをされている方は、このたびの手続きは必要ありません。

※口座振替への変更を希望されない方は、その旨を役場にお申し出いただく必要はありません。

・手続きに際しては、納付方法変更申出書の提出（口座振替依頼書（控）を提示）が必要です。

・口座からの支払に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、ご注意ください。

◆問い合わせ先 役場税務課 ☎0859（54）5208

案内

とっとり
就職フェア
2009・2
月（参加無料）

平成21年春に卒業予定の学生や仕事を探しているかたなどを対象に、企業が業務や求人内容を説明し、希望者との面接（履歴書不要）を行います。

◆日時・会場

○ 2月4日（水）鳥取産業体育館（鳥取市天神町）

○ 2月5日（木）倉吉シティホテル（倉吉市山根）

○ 2月6日（金）米子コンベンションセンター（米子市末広町）

※時間は3会場とも13時～16時30分です。（受付は12時～16時）

◆問い合わせ先

（財）ふるさと鳥取県定住機構
☎0857・24・4740

鳥取労働局職業安定部職業安定課
☎0857・29・1707

県商工労働部経済・雇用政策
総室雇用就業支援チーム

☎0857・26・7693